(別表1)

間接経費の主な使途の例示

被配分機関において、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費 (「3. 間接経費導入の趣旨」参照)のうち、以下のものを対象とする。

- (1)管理部門に係る経費
 - (ア)管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
 - (イ)管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雜役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

- (2)研究部門に係る経費
 - (ウ)共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雜役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、 印刷費、新聞·雜誌代、光熱水費

- (エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費 研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、 通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- (才)特許関連経費
- (カ)研究棟の整備、維持及び運営経費
- (キ)実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
- (ク)研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
- (ケ)設備の整備、維持及び運営経費
- (コ)ネットワークの整備、維持及び運営経費
- (サ)大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持及び運営経費
- (シ)大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
- (ス)図書館の整備、維持及び運営経費
- (セ)ほ場の整備、維持及び運営経費

など

- (3)その他の関連する事業部門に係る経費
 - (ソ)研究成果展開事業に係る経費
 - (タ)広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。